

「西脇多可新ごみ処理施設基本計画」策定に係るパブリックコメント対応について

1 パブリックコメントの運用

当組合にはパブリックコメント実施に関する取り決めはありませんので、西脇市の規則を参考にしています。なお、多可町においても取り決めはありません。

○ 西脇市市民意見提出手続に関する規則

2 西脇多可新ごみ処理施設基本計画（以下「施設基本計画」という。）の位置づけ

- ・ 施設基本計画は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「ごみ処理計画」という。）の下位に位置する計画であるとともに、施設基本計画で整理した基本的な考え方に基づき、次段階で策定する“西脇多可新ごみ処理施設整備基本計画”の基本構想的な性格を持っています。
- ・ 施設基本計画は、西脇多可行政事務組合廃棄物減量等推進審議会で審議されており、施設の諸元は、ごみ処理計画を基にしています。
- ・ “ごみ”の分別や減量等、住民や事業者が取り組む施策については、関係自治体におけるごみ処理計画策定時に行ったパブリックコメントを経て実施されています。

3 パブリックコメントの必要性の検討

「西脇市市民意見提出手続に関する規則」を参考に検討

【対象の確認】（規則第3条関係）

市民意見提出手続の対象となる政策等

- ア 市の重要な基本計画、方針等の策定又は改廃 ⇒ **非該当**
- イ 市の基本的な制度及び市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例の制定又は改廃 ⇒ **非該当**
- ウ 市民生活に大きな影響を及ぼすこととなる義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃 ⇒ **非該当**
- エ 広く市民の利用に供される市の拠点となる施設の整備に当たって、その理念、機能等を定める基本的な計画の策定又は改定 ⇒ **非該当**と考えます。
- オ その他実施機関が必要と認めるもの ⇒ **非該当**

【適用除外の確認】（規則第4条関係）

政策等が次の各号のいずれかに該当するときは、対象外とできる。

- ア 法令等に基づく制度の新設又は改廃等、実施機関に裁量の余地がない場合 ⇒ **非該当**
- イ 法令等により、公聴会の開催又は公告及び縦覧等の手続が定められ、市民の意見が反映される機会が確保されている場合 ⇒ **該当**と考えます。
- ウ 審議会等の附属機関の報告又は答申に基づく場合 ⇒ **該当**
- エ 緊急を要する場合 ⇒ **非該当**
- オ 軽微な変更の場合 ⇒ **非該当**
- カ 地方自治法（昭和27年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に提出する場合 ⇒ **非該当**

【検討結果】

- 1. 規則第3条において、全項目が非該当
- 2. 規則第4号において、イ、ウの2項目が該当

総合的判断

◆パブリックコメントは要しないものと判断する。